

**霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業**

**(トラック運送等事業者) 納付金**

**申請要領**

霧島市商工観光部 商工振興課  
(令和7年11月)

## 1 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）給付金について

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた、市内の交通事業者及び運送事業者等の経営を支援し、及び下支えするために霧島市が交付する給付金になります。

## 2 対象者

次の表に掲げる事業者で、次の(1)から(5)のいずれにも該当する必要があります。

トラック運送事業者	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を行う者
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者
貸切バス事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者

(1) 申請日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続すること。

(2) 令和5年又は令和6年に市税を納付していること。

(3) それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確定を受けていること。

ア トラック運送事業者及び自動車運転代行業者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金（令和7年4月1日～5月21日分）

イ 貸切バス事業者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金（令和7年4月1日～5月21日実績分）

(4) 次に掲げるものではないこと。

ア 政治団体

イ 宗教上の組織又は団体

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

工 暴力団関係法人等

- (5) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

3 給付額

区分	給付額	
<b>トラック運送事業者</b>  申請日において、トラックとして使用し、 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支 局に登録されている、市内の本店、支店 又は営業所に所属しているトラック車両 又はこれに準ずる車両（リース車両を含 む。）	大型自動車	1台あたり 6,000円
	中型自動車	1台あたり 4,000円
	小型自動車	1台あたり 4,000円
	軽自動車	1台あたり 1,000円
<b>自動車運転代行業者</b>  申請日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島 県公安委員会に認定手続の際に届け出ている、市内の 本店、支店又は営業所に所属している車両又はこれに 準ずる車両（リース車両を含む。）	1台あたり 6,000円	
<b>貸切バス事業者</b>  申請日において、貸切バスとして使用し、国土交通省 九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の 本店、支店又は営業所に所属している貸切バス車両	1台あたり 15,000円	

備考

- 1 いずれも、霧島市内を本拠とする車両として登録されている車両に限ります。
- 2 トラック運送事業者における区分は次のとおりとします。
  - (1) 大型自動車 最大積載量 6,500 kg以上又は車両総重量 11,000 kg以上の自動車
  - (2) 中型自動車 最大積載量 3,000 kg以上 6,500 kg未満又は車両総重量 5,000 kg以上 11,000 kg未満の自動車
  - (3) 小型自動車 大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車
  - (4) 軽自動車 自動車検査証の「自動車の種別」に軽自動車と記載のあるもの

#### 4 提出書類等

法人や個人事業者ごとに申請してください。（申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。）

##### (1) 申請時提出書類

ア 申請書類チェックリスト

イ 申請書兼請求書（第1号様式）

ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）

エ 車両一覧表（第3号様式）

・【第3号様式その1】→トラック運送事業者用

・【第3号様式その2】→運転代行業者・貸切バス事業者

オ それぞれ該当する県支援金又は補助金の交付決定及び確定通知書の写し

・トラック運送事業者及び自動車運転代行業者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付決定及び  
確定通知書の写し（令和7年4月1日～5月21日分）

・貸切バス事業者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付  
決定及び確定通知書の写し（令和7年4月1日～5月21日実績分）

カ 対象車両の自動車検査証の写し

※1 使用の本拠の位置が「霧島市内」であるものに限ります。

※2 令和5年1月4日以降に車検を受けた方は「自動車検査証記録事項」  
の写しを提出してください。

キ 令和5年又は令和6年の納税証明書

ク 給付金の振込先口座に係る通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ、Q&Aの  
Q22を参照してください。）

#### 5 申請期限・申請方法等

##### (1) 申請期限

**令和8年2月27日（金）** ※消印有効

##### (2) 申請方法

原則として郵送

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力を  
願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）給付金」担当 宛

## 6 給付までの流れ

①申請書類の受付

↓

※当課に申請書類が到着した日を受付日  
とします。

②申請書類の内容審査

↓

※不備がある場合は電話又はメールにて連絡し  
ます。

③交付・確定決定通知の送付

↓

※メールでの送付となります。

④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「**霧島市商工振興**」

現金での支給はできません。

「**キリシマシヨウコウシンコウ**」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度  
での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了  
承ください。

## 7 問い合わせ先

**霧島市商工観光部 商工振興課**

**電話：0995-64-0912**

**FAX：0995-64-0958**

**メール：[shou-seisaku@city-kirishima.jp](mailto:shou-seisaku@city-kirishima.jp)**

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

**URL：<https://www.city-kirishima.jp>**

**霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）**

**検索**